

## 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

## 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の8第1項の規定に基づき、方法書に対する経済産業大臣の勧告は、次のとおりである。

経済産業省

20170814保第14号

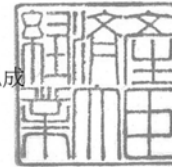
平成30年2月9日

株式会社斐太工務店

代表取締役 岩佐 昭彦 殿



経済産業大臣 世耕 弘成



株式会社斐太工務店「(仮称) 江差風力発電事業環境影響評価方法書」  
に対する勧告について

平成29年8月14日付けで届出のあった「(仮称) 江差風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。